

事務連絡  
令和4年9月27日

介護サービス提供事業所 御中

香美市健康介護支援課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その12）

標記の件につきまして、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その11）」（令和4年8月1日付香美市健康介護支援課事務連絡）において、更新申請の場合、状態に大きな変化がなく介護度の見直しを希望しない被保険者に関しては、従来の期間に12ヶ月を合算することとしておりましたが、令和4年10月3日以降受付分の更新申請より介護サービスを利用している被保険者に関しては従来どおり認定調査を実施することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、介護保険施設や病院等において面会が禁止されており認定調査を行うことができない、または認定調査を強く拒否する被保険者に関しましては、引き続き従来の期間に12ヶ月を合算いたしますのでご相談ください。

香美市健康介護支援課 介護保険係  
TEL 0887-52-9280  
FAX 0887-53-4572